

更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成１４年法務省令第３７号）の一部を改正する省令案の概要

１ 改正の趣旨

更生保護事業法（平成７年法律第８６号）第４６条第１項第２号及び第４９条の２第４号の規定に基づき、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（以下「規則」という。）について所要の改正を行うものである。

２ 改正の概要

- （１）刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「改正法」という。）による改正後の更生保護事業法第２条第２項及び第３項を踏まえ、規則第４条第１項（処遇の一般原則）に「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」を追加する。
- （２）被保護者の処遇に当たっての安全への配慮に関する努力義務を、新たに追加する。
- （３）被保護者の処遇に関する地域住民との交流、関係団体との協議等を行うための地域交流室の設置義務及び設置に関する例外規定を新たに追加する。
- （４）災害用備蓄用品の配置義務を、新たに追加する。
- （５）その他所要の改正を行う。

３ 施行期日

改正法附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（令和５年１２月１日）